

1 健康福祉政策課 事業体系

〔(新)〕は新規事業、〔(単)〕は県単独事業、  
 〔〔地震〕〕は熊本地震からの創造的復興関係事業、  
 〔〔コロナ〕〕は新型コロナウイルス感染症関係事業、  
 〔〔豪雨〕〕は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、  
 〔〔喫緊〕〕は基本方針関係事業を表す

		頁		
安全で安心できる県民生活の確保	被災者の救助・支援	被災者の救助〔地震〕〔豪雨〕	34	
		被災者生活再建支援制度実施事業〔地震〕〔豪雨〕	35	
		災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)事業	35	
		(新)災害弱者支援事業(単)〔豪雨〕	35	
		地域支え合いセンター運営支援事業〔地震〕〔豪雨〕	36	
		住まいの再建支援事業(単)	36	
健康福祉施策の総合的な推進		社会福祉審議会(単)	36	
		保健医療計画推進事業(単)	37	
		地域保健医療推進協議会費(単)	37	
情報通信技術を活用した行政・公共サービスの展開	保健・医療・福祉分野における高度情報化の推進	厚生統計調査事業	38	
		福祉総合情報システム運営費	39	
		衛生総合情報システム運営費	39	
健康福祉施策の推進体制の整備	保健・医療・福祉を支える人材の育成・確保等	保健福祉職員研修(単)	39	
		地域における福祉活動の推進と相談体制の充実	地域福祉計画推進・支援事業(単)	40
			地域の縁がわづくり推進・支援事業(単)	40
	地域福祉総合支援事業(単)		41	
	健軍くらしささえ愛工房管理事業(単)		41	
	地域共生社会推進事業		42	
	水俣・芦北地域見守り活動等推進事業		42	
	社会福祉法人指導監督事務		42	
	県社協活動助成費(単)		43	
	県ボランティアセンター事業費補助		43	
	(新)災害ボランティアセンター支援事業	43		
	社会福祉功労者表彰(単)	43		
	やさしいまちづくりの推進	やさしいまちづくり推進協議会等運営事業(単)	44	
		UDやさしいまちづくり普及啓発事業	44	
	御所浦地域振興策		施設通所等交通費支援事業(御所浦地域振興策)(単)	45

## 被災者の救助【地震】【豪雨】

### 1 災害救助法による災害救助

実施主体	県	負担割合	令和2年度 国79.7/100 県20.3/100 令和元年度 国50.0/100 県50.0/100
令和3年度予算額	3,391,953千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	16,474,967千円	災害救助法	

#### <目的>

火災、風水害、地震等の災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

#### <事業内容>

災害救助法に基づき、災害救助法を適用した市町村の区域内における災害救助を実施する。

具体的な救助業務については県が行うが、救助を迅速に行うため、事務の一部を市町村に委任している。

なお、救助実施市に指定された熊本市の市域・市民に対する救助は、熊本市が行う。

(救助の種類) (1) 避難所、応急仮設住宅の設置 (2) 食品、飲料水の給与 (3) 被服、寝具等の給与  
(4) 医療、助産 (5) 被災者の救出 (6) 住宅の応急修理 (7) 学用品の給与  
(8) 埋葬 (9) 死体の捜索及び処理 (10) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

### 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
令和3年度予算額	22,500千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	260,625千円	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条、第8条	

#### <目的>

災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金の支給を行い、住民の福祉及び生活の安定に資することを目的としている。

#### <事業内容>

市町村が条例に基づき支給する災害弔慰金（生計維持者500万円、その他250万円）及び災害障害見舞金（生計維持者250万円、その他125万円）を助成する。

**被災者生活再建支援制度実施事業【地震】 【豪雨】**

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 基金1/2
令和3年度予算額	一千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	一千円	被災者生活再建支援法第3条	

<目的>

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

<事業内容>

被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法の対象となる自然災害が発生し、居住する住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊となった世帯からの申請により、住宅の被害程度と再建方法に応じた支援金を支給する。(中規模半壊は加算支援金のみ支給。また、中規模半壊は令和2年7月豪雨災害分のみ適用)

また、住宅の半壊又は敷地の被害により当該住宅に継続居住が困難なため住宅を解体した場合や長期避難世帯は、全壊と同様の支援金を支給する。

なお、支援金は、全都道府県からの支援法人(公益財団法人都道府県センター)への拠出金とその運用益、さらに国からの補助金を原資として、支援法人から支給される。

\*支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯	大規模半壊世帯	中規模半壊世帯
支給額	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借	備考
支給額	200万円	100万円	50万円	全壊、解体、長期避難、大規模半壊世帯
支給額	100万円	50万円	25万円	中規模半壊世帯

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

**災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)事業**

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	別記
令和3年度予算額	2,160千円	(根拠法令等)	
平成2年度予算額	2,779千円	災害救助法、熊本県地域防災計画	

<目的>

災害の発生時に、避難所等において、高齢者や障がい者などの生活に介助が必要な方々を支援する「熊本DCAT」の派遣に備え、体制を整備する。

<事業内容>

1 DCAT隊員傷害保険(負担割合：県10/10)

県の要請に基づく活動時の不慮の事故に備え、隊員の傷害保険に加入する。

2 DCAT体制整備事業(負担割合：国10/10)

関係団体との連携会議の開催や、被災地での活動に備え、派遣を想定した隊員研修等を実施する。

**新) 災害弱者支援事業(単)【豪雨】**

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	16,019千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	一千円	水防法、災害対策基本法	

<目的>

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び自力では避難が困難な避難行動要支援者を対象とした個別計画の作成等を支援することにより、高齢者や障がい者等の配慮が必要な要支援者の避難体制を確保する。

<事業内容>

(1) 要配慮者支援施設等避難確保計画作成促進事業(社会福祉施設等に対する説明会等に要する経費)

(2) 要支援者個別計画策定支援事業(避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、見直し等を行う市町村に対する補助等)

## 地域支え合いセンター運営支援事業【地震】【豪雨】

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	274,822千円	(根拠法令等)	生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱
令和2年度予算額	340,671千円		

<目的>

被災者の安心した日常生活を支え、生活再建と自立を支援するため、見守り・生活支援・地域交流の促進等の総合的な支援体制を構築する。

<事業内容>

- 熊本県地域支え合いセンター支援事務所設置・運営事業(【地震】負担割合：国3/4 県1/4、【豪雨】負担割合：国10/10)  
各市町村の地域支え合いセンターの運営を支援する「熊本県地域支え合いセンター支援事務所」を設置し、支援員等に対する研修、情報管理システム運用、先災県等からのアドバイザー派遣等を実施する。
- 市町村地域支え合いセンター設置・運営支援事業(負担割合：国10/10)  
実施市町村における地域支え合いセンターの設置・運営に必要な経費を助成する。

## 住まいの再建支援事業②【地震】【豪雨】

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県・市町村	負担割合	県10/10(平成28年熊本地震復興基金) 県10/10(令和2年7月豪雨被災者等支援交付金)
令和3年度予算額	2,074,600千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,170,942千円		

<目的>

仮設住宅等の入居者について、それぞれの意向に沿った住まいの再建を後押しし、住まいの再建を迅速に実現するために実施する。

<事業内容>

- リバースモーゲージ利子助成  
高齢者世帯がリバースモーゲージ型融資を受けて自宅再建をした場合に、融資額のうち850万円までの利子分について助成を行う。
- 自宅再建利子助成  
子育て世帯等が融資を受けて自宅再建をした場合に、融資額のうち850万円までの利子分について助成を行う。
- 民間賃貸住宅入居費助成  
民間賃貸住宅に入居した場合に、入居時の初期支援として一律20万円を助成する。
- 転居費用助成  
仮設住宅から次の住まいへ引っ越しをした場合、転居費用として一律10万円を助成する。
- 保証人不在被災者支援(※本事業は熊本地震被災者に限定)  
民間賃貸住宅入居希望者のうち保証人がいない者へ支援することにより、入居を可能とし、その見守料の一部として、一律10万円を助成する。
- 公営住宅入居助成  
公営住宅に入居した場合に、入居時の初期支援として一律10万円を助成する。

## 社会福祉審議会①

(事業開始年度：昭和26年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	285千円	(根拠法令等)	社会福祉法第7条 熊本県社会福祉審議会条例
令和2年度予算額	285千円		

<目的>

社会福祉に関する事項を調査審議する機関を設置し、知事の諮問に対して答申を行うとともに、意見の具申を行う。

<事業内容>

社会福祉審議会の開催。  
専門分科会として、①民生委員審査専門分科会 ②児童福祉専門分科会 ③高齢者福祉専門分科会 ④身体障害者福祉専門分科会を設置している。

**保健医療計画推進事業(単)**

(事業開始年度：平成 14 年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
令和 3 年度予算額	886 千円	(根拠法令等)	
令和 2 年度予算額	886 千円	医療法第30条の4	

<目 的>

熊本県保健医療計画の進捗状況の把握など、計画の着実な推進を図る。

<事業内容>

熊本県保健医療推進協議会を開催し、計画に定めた評価指標の把握などの進捗管理を行う。

**地域保健医療推進協議会費(単)**

(事業開始年度：昭和 56 年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
令和 3 年度予算額	5,262 千円	(根拠法令等)	
令和 2 年度予算額	5,314 千円	医療計画の作成及び推進における保健所の役割について (H19.7.20 健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知)	

<目 的>

二次保健医療圏ごとに地域保健医療推進協議会を開催し、各地域の地域保健医療計画の進捗状況を把握し、計画の着実な推進を図る。

<事業内容>

二次保健医療圏ごとに地域保健医療推進協議会を開催し、計画に定めた評価指標の数値把握などの進捗管理を行う。

## 厚生統計調査事業

実施主体	県	負担割合	国10/10（国庫委託事業）
令和3年度予算額	7,711千円	(根拠法令等) 令和3年度厚生労働統計調査の委託について	
令和2年度予算額	10,888千円		

### <目的>

人口の動態に関する調査及び保健、医療、福祉に関する各種調査を実施し、厚生行政の基礎資料を得る。また、調査結果は、県の行政施策に活用するほか、市町村、県民等に提供し、保健、医療、福祉の向上に役立てる。

### <事業内容>

各種統計調査を実施するとともに、衛生統計年報等の統計資料の作成を行う。

(令和3年度実施予定の調査)

調査・報告名	調査・報告の内容
人口動態調査	戸籍法及び死産の届出に関する規程に基づき届けられた出生、死亡、婚姻、離婚、死産の各事件の状況を調査
医療施設調査	医療施設（医療法に定める病院・診療所）を対象に、施設名、開設者、従事者数、病床数、診療科目等を調査
病院報告	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を報告
地域保健・健康増進事業報告	保健所、市町村における保健衛生事業の活動状況、市町村における健康増進事業の実施状況を報告
衛生行政報告例	県・指定都市・中核市における公衆衛生、医務、薬務関係行政の業務実績及び母体保護統計等を報告
介護サービス施設・事業所調査	介護保険施設、居宅サービス事業所等全数を対象に、介護サービスの提供体制、提供内容を調査
国民生活基礎調査	国勢調査の調査区から抽出された地区の全世帯について、世帯及び世帯員の状況、家計支出の状況等を調査
社会福祉施設等調査	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設等の社会福祉施設の状況を調査
福祉行政報告例	県・指定都市・中核市における社会福祉関係行政の業務実績を報告
社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査）	国民生活基礎調査地区内より無作為抽出した調査地区内に居住する世帯を対象に、結婚や出産に関する経験や考えなどを調査
社会保障に関する意識調査	国民生活基礎調査地区内より無作為抽出した調査地区内で世帯及び世帯員を対象に、「社会保障制度法における給付と負担」「租税制度における負担」をはじめとした、社会保障施策の浸透状況、影響度について調査

## 福祉総合情報システム運営費

(事業開始年度：平成元年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	44,218千円	(根拠法令等) 熊本県総合情報通信高度化計画 社会保障・税番号制度システム整備事業実施要綱	
令和2年度予算額	132,621千円		

<目的>

急速に進む高齢化、多様化する福祉ニーズ、増大・複雑化する行政施策など急変する福祉環境の中で、事務の簡素化・迅速化、正確化、行政需要の多様化への対応及び行政サービスの質の向上を図るため、各種福祉業務の電算処理を行う福祉総合情報システムの維持管理等を行う。

<事業内容>

福祉総合情報システムの運営

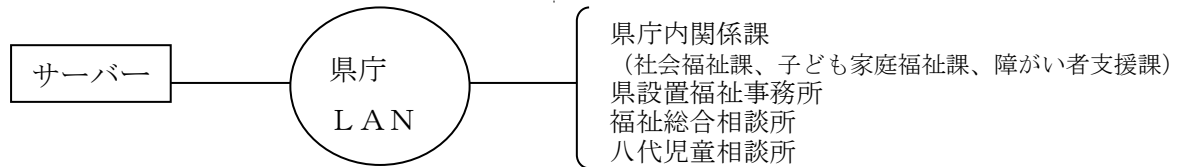
システム及びハードウェアの維持管理を行う。

(対象業務)

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| (1) 生活保護業務     | (2) 児童相談業務 (児童福祉施設措置を含む) |
| (3) 児童扶養手当支給業務 | (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付業務       |
| (6) 療育手帳交付業務   | (7) 特別児童扶養手当支給業務         |
| (9) 理学判定業務     | (10) 心身障害者扶養共済業務         |
|                | (11) 女性相談業務              |

(システムの構成)

県庁のサーバーと県設置福祉事務所等のパソコンを県庁LANで結び、各業務を行う。



## 衛生総合情報システム運営費

(事業開始年度：平成2年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	22,427千円	(根拠法令等) 熊本県総合情報通信高度化計画 社会保障・税番号制度システム整備事業実施要綱	
令和2年度予算額	19,826千円		

<目的>

保健所と県庁をオンラインで結び、安全性と信頼性の高いシステムを構築し、また利活用することで、保健・医療に関する各種データの一元化と、事務の効率化、迅速化、省力化、正確化とともに個人情報の保護を図る。

また、保健所を地域保健医療サービスの情報拠点と位置づけ、オンラインで得た情報をもとに、データの集計・分析をすることで、市町村や保健医療関係団体などへの情報提供機能強化及び第6次熊本県保健医療計画の着実な実施評価のための調査研究・企画整備機能の充実を図る。

<事業内容>

衛生総合情報システム運営事業

県庁のサーバーと保健所等のパソコンをオンラインで結び、次の各システム等の運用を行う。

- (1) 衛生総合情報システム
- (2) 公費負担医療システム

## 保健福祉職員研修<sup>①</sup>

(事業開始年度：昭和59年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,218千円	(根拠法令等) 社会福祉法、地域保健法、健康福祉部研修基本方針	
令和2年度予算額	2,773千円		

<目的>

保健福祉業務に携わる職員等を対象にした研修を企画・実施するとともに、県民の健康・福祉の増進に資する人材を育成する。

<対象>

本庁・各出先機関・地域振興局・市町村で保健福祉業務に従事する職員

<事業内容>

本庁・各出先機関・地域振興局・市町村で保健福祉業務に従事する職員に対して研修実施。

## 地域福祉計画推進・支援事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (地域福祉基金)
令和3年度予算額	2,705千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,147千円	社会福祉法第107条、第108条	

### <目的>

誰もが「熊本に生まれ育ってよかった、住んでよかった」という幸せを実感できる熊本づくりを目指し、すべての住民の皆さんがそれぞれ主体となって地域の課題に積極的にに関わり、福祉関係者や行政等との協働で課題を解決する「福祉のまちづくり」を支援するため、県地域福祉支援計画を推進する。

### <事業内容>

- 1 県地域福祉推進委員会  
県地域福祉支援計画や本県における地域福祉の進捗状況を検証するため、有識者や福祉関係者による委員会を開催する。
- 2 地域のしごとおこし推進・支援事業  
福祉の視点を持った地域の縁がわ等からの起業化や、経済的活動によって障がい者の方なども含めた誰もが生き生きと活躍できる場の創出や、高齢者等の生きがいにつながる取組みを支援するため、事例と課題の把握と検証、普及啓発等を実施する。
- 3 地域の結びづくり推進・支援事業  
地域の協力事業者等と連携し、地域の見守りに係るネットワーク（熊本見守り応援隊）を構築する。

## 地域の縁がわづくり推進・支援事業<sup>①</sup>【4カ年】

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (地域福祉基金)
令和3年度予算額	3,274千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,922千円	第3期熊本県地域福祉支援計画	

### <目的>

子どもから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もが住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう、誰もが集い、支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」や「地域の縁がわ」の機能に、デイサービス等（日中支援）とインフォーマルなお泊りのサービス（夜間支援）を付加した「地域ふれあいホーム」の普及と活動の充実を図る。

### <事業内容>

- 1 地域の縁がわづくり支援（委託により実施）  
地域の縁がわの相談窓口を設け、各種相談対応を行いながら、研修会等を開催し、地域の縁がわの普及を行う。
- 2 地域の縁がわの普及推進  
地域の縁がわの更なる登録を推進するとともに、地域の縁がわの活発な活動を促す。



## 地域福祉総合支援事業(単)

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	20,598千円	(根拠法令等)	第3期熊本県地域福祉支援計画
令和2年度予算額	20,694千円		

<目的>

「地域の縁がわ」、「地域ふれあいホーム」の整備に取り組む団体を支援すること、及び地域福祉活動団体が行う総意と工夫を凝らした先駆的又はモデル的な福祉活動の支援を行うことで、第3期熊本県地域福祉支援計画の推進を目指す。

<事業内容>

- (1) 「地域の縁がわ」、「地域ふれあいホーム」に取り組んでいる団体の施設整備費用を助成する。
- ① 地域の縁がわ施設整備(負担割合：基金2/3(上限1,000千円)(地域福祉基金)、事業者1/3)
  - ② 地域ふれあいホーム施設整備
    - (A) 改修・新築(負担割合：基金2/3(上限2,500千円)(地域福祉基金)、事業者、1/3)
    - (B) 消防用設備
      - a) 自動火災報知機設備(負担割合：基金2/3(上限1,000千円)(地域福祉基金)、事業者1/3)
      - b) 火災通報装置(負担割合：基金2/3(上限300千円)(地域福祉基金)、事業者1/3)
      - c) スプリンクラー(負担割合：基金(7千円×対象面積)(地域福祉基金)、残りは事業者負担)
- ※ a) + b) + c) の上限2,500千円
- (2) 第3期熊本県地域福祉支援計画の推進に寄与する先駆的又はモデル的な地域福祉活動事業に取り組む民間団体の事業遂行に必要な費用を助成する。  
(負担割合：基金2/3(上限1,000千円)(地域福祉基金)、事業者1/3)
- (3) 被災地のコミュニティ再生や被災者の生活を支援する事業。上記助成について、補助率、上限額を引き上げる。
- ① 被災地における「地域の縁がわ」「地域ふれあいホーム」の施設整備  
(負担割合：基金3/4(上限2,500千円)(地域福祉基金)、事業者1/4)
  - ② 被災地における地域福祉活動事業  
(負担割合：基金3/4(上限2,000千円)(地域福祉基金)、事業者1/4)
- ※ 「被災地」とは、熊本地震により地域支え合いセンターを設置している3市町(熊本市、西原町、益城町)及び令和2年7月豪雨により応急仮設住宅の建設を行う7市町村(八代市、芦北町、津奈木町、人吉市、相良村、山江村、球磨村)、計10市町村。

## 健軍くらしささえ愛工房管理事業(単)

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,043千円	(根拠法令等)	第3期熊本県地域福祉支援計画
令和2年度予算額	7,257千円		

<目的>

平成17年10月に、県営健軍団地の1階に地域の拠点「地域の縁がわ」のモデルとして整備した「健軍くらしささえ愛工房」を民間団体(NPO法人おーさぁ)に貸付け、地域住民、商店街、ボランティア等とのパートナーシップによる事業運営を行いながら、先駆的な地域福祉サービスのモデルを県内市町村や関係機関へ普及・啓発する。

<事業内容>

健軍くらしささえ愛工房(熊本市東区栄町2-15)の管理・運営

法令等により所有者(県)に義務を課せられた保守点検及び修繕等の実施

(法定点検) 自家用電気工作物点検、消防用設備点検、建築設備点検

※ 令和2年度においては、ウッドデッキ改修工事を実施(工事費7,480千円(不足分は他事業より流用))

## 地域共生社会推進事業

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国3/4、県1/4
令和3年度予算額	4,112千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,830千円	社会福祉法第6条、第106条の3、第108条 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱	

### <目的>

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られる体制の構築を推進する。

### <事業内容>

- 1 地域福祉活動推進セミナーの開催  
地域住民の地域福祉活動への参加を促すために、地域共生社会の実現に向けた考え方や好事例を紹介するセミナーを開催する。
- 2 地域福祉活動実践アドバイザーの派遣  
地域の様々な課題の解決を図るため、市町村社会福祉協議会等に対して、その分野に先進的に取り組む社会福祉協議会職員や学識経験者等をアドバイザーとして派遣し、地域福祉活動計画の策定や地域福祉を推進するための地区研修会の開催等を支援する。
- 3 地域の底力向上研修会の開催  
地域住民の中から、地域福祉の考え方を理解して地域の課題やニーズをまとめ、地域福祉活動のリーダーとなる人材を養成する。
- 4 相談支援従事者の養成  
市町村が行う包括的相談支援体制の構築を支援するため、複合化・複雑化した課題に対応でき、既存の相談支援機関間のコーディネートなどを行う相談支援従事者を養成する。
- 5 市町村研修会の開催  
市町村職員向けに、包括的な支援体制づくりの必要性や重層的支援体制整備事業の内容、先進事例等を周知するための研修会を開催する。

## 水俣・芦北地域見守り活動推進事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	市町村	負担割合	国8/10 県2/10 (地域福祉基金)
令和3年度予算額	15,000千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	15,000千円	水俣病総合対策費補助金交付要綱	

### <目的>

身近な地域で、住民が支えたり支えられたりする小地域ネットワーク活動等を普及することにより、誰もが身近な地域で安心して生活できるまちづくりを推進する。

### <事業内容>

水俣市、芦北町、津奈木町に地域福祉コーディネーターを配置する経費を助成して、地域から孤立した要援護者への安否確認や高齢者等の日常生活の困りごとの解決を図るなど地域住民による見守り支え合う仕組みづくりを推進する。

## 社会福祉法人指導監督事務

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国1/2、県1/2)
令和3年度予算額	208千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	260千円	生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱 熊本県社会福祉施設等指導監査要項	

### <目的>

社会福祉協議会等の社会福祉法人の健全な経営と運営基盤の向上を図る。

### <事業内容>

社会福祉法人（町村社会福祉協議会等）の指導を実施する。

## 県社協活動助成費<sup>①</sup>

(事業開始年度：昭和26年度)

実施主体	(福)熊本県社会福祉協議会	負担割合	県10/10 (事業費にあたる980千円は地域福祉基金)
令和3年度予算額	30,650千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	30,650千円	熊本県社会福祉協議会運営費補助金交付事務取扱要領	

<目的>

熊本県社会福祉協議会の運営費を助成することによって、地域福祉活動の充実と発展を図る。

<事業内容>

熊本県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員等の人件費及び事業費に対する助成

## 県ボランティアセンター事業費補助

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	(福)熊本県社会福祉協議会	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	5,537千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	6,086千円	生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱	

<目的>

熊本県社会福祉協議会に設置されている熊本県ボランティアセンターにおいて、市町村ボランティアセンターへの支援やボランティア活動に参加しやすくするための体制整備を促進することにより、ボランティア活動の推進を図り、地域における福祉コミュニティの形成を図る。

<事業内容>

- 1 需給マッチング事業 (インターネットを活用した最新情報の発信、県ボランティアセンターの運営等)
- 2 人材育成事業 (ボランティアコーディネーター研修等)

## 新 災害ボランティアセンター支援事業

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
令和3年度予算額	4,968千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	— 千円	熊本県地域防災計画 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱	

<目的>

熊本県社会福祉協議会に配置する災害ボランティアコーディネーターに係る経費を助成することにより、市町村災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を図る。

<事業内容>

災害ボランティアコーディネーターは、研修の開催や災害ボランティアセンター設置訓練への助言等により、市町村社会福祉協議会を支援する。また、同センターに係る人材や資材、施設等を確保する仕組みの整備や、関係団体との連携体制の構築等を図る。

## 社会福祉功労者表彰<sup>①</sup>

(事業開始年度：昭和35年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	292千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	366千円	熊本県社会福祉功労者及び団体等知事表彰実施要綱	

<目的>

社会福祉の向上に著しい功績のあった者及び団体を表彰することにより、長年の労苦をねぎらうとともに、福祉の啓発、社会福祉に対する理解と意識の高揚を図る。

<対象>

ボランティア、施設職員、ホームヘルパー、心身障がい者自立更生者、民生委員・児童委員等

## やさしいまちづくり推進協議会等運営事業(単)

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	321千円	(根拠法令等) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	
令和2年度予算額	1,077千円	くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会設置要綱	

### <目的>

行政、事業者、県民が一体となって取組みを推進するため、「くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会」等の推進組織を運営する。

### <事業内容>

- 1 やさしいまちづくりを全県的に推進するため、行政、事業者、県民で構成する、やさしいまちづくり推進協議会を運営
- 2 やさしいまちづくりを全庁的に推進するため、全部局で構成する、やさしいまちづくり庁内推進会議を運営

## UDやさしいまちづくり普及啓発事業

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国1/2、県1/2) (地域福祉基金)
令和3年度予算額	8,888千円	(根拠法令等) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	
令和2年度予算額	8,827千円	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	

### 1 やさしいまちづくりの普及啓発

#### <目的>

高齢者や障がい者等の社会参加を促進するため、ユニバーサルデザイン(UD)を理念としたやさしいまちづくりの推進を通じて、社会全体における一層の意識づくりや人材の育成等を図る。

#### <事業内容>

- 1 障がい者等用駐車場利用証(ハートフルパス)事業  
ハートフルパス制度の普及・啓発を推進し、障がい者等用駐車場及び障がい者等優先駐車場の協力施設拡大、利用証交付窓口拡大と適正利用を促進する。
- 2 おでかけ安心トイレ普及事業  
一定の基準を充たした利用者以外にも開放しているトイレ施設の情報を収集し、ホームページや携帯サイト等で広く公表することにより、誰もが気軽に外出できるまちづくりを推進する。
- 3 ハートフルサポーター育成事業  
高齢者や障がい者と接する機会の多い事業者のおもてなしの向上を図るため、従業員向けに障がい特性や対応方法等について研修会を実施し、ハートフルサポーターとして育成することで、誰もが外出しやすいまちづくりを推進する。また、UDを理念としたやさしいまちづくりを展開していくために必要な情報提供、支援及び助言等を行う。
- 4 UDやさしいまちづくり普及啓発事業  
UDを理念としたやさしいまちづくりの普及啓発のため、UD移動ミュージアム(UDキットの貸出)を実施。
- 5 ヘルプカード・ヘルプマーク普及啓発事業  
外見からわかりにくい障がいや症状、難病や発達障がいの方が身に付けることで周囲からの配慮を得やすくするヘルプカード・ヘルプマークを作製し、県民への周知を図る。

施設通所等交通費支援事業（御所浦地域振興策）**①**

（事業開始年度：平成27年度）

実施主体	天草市	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,608千円	(根拠法令等) 御所浦地域振興策	
平成2年度予算額	1,609千円		

<目的>

県と天草市で取りまとめた「御所浦地域振興策」に基づき、御所浦地域からの「乳幼児健診」、「産婦検診」及び「障がい者福祉サービス（施設通所）」を受ける際に要する交通費（定期船等往復分）を補助することで、島民の経済的負担を緩和する。

<事業内容>

天草市が実施する次の事業に対して、補助金を交付する。

- 1 乳幼児健診の受診に要する定期船等運賃の補助（3・4カ月、7・8カ月、1.6歳、3歳、5歳児健診）
- 2 産婦検診の受診に要する定期船等運賃の補助
- 3 障がい者福祉サービス施設への通所に要する定期船等運賃の補助（付添者1人分を含む）



## 2 健康危機管理課 事業体系

〔(新)〕は新規事業、〔(単)〕は県単独事業、  
 〔(地震)〕は熊本地震からの創造的復興関係事業、  
 〔(コロナ)〕は新型コロナウイルス感染症関係事業、  
 〔(豪雨)〕は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、  
 〔(喫緊)〕は基本方針関係事業を表す

頁

健康危機から県民を守る 取組み	健康危機管理に関する 体制づくり	健康危機管理推進事業(単)	48
	感染症対策の推進	(新)新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業【コロナ】	48
		(新)新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業【コロナ】	48
		(新)新型コロナワクチン接種体制支援事業【コロナ】	49
感染症予防事業		49	
新型インフルエンザ対策事業		49	
予防接種救済給付金		49	
感染症発生動向調査事業		50	
感染症指定医療機関運営指導費		50	
エイズ予防対策事業		50	
肝炎対策事業		51	
結核対策特別促進事業		51	
結核患者医療費		51	
私立学校等結核予防費補助金(単)		52	
結核検診事業		52	
風しん対策事業		52	
食品の安全確保と衛生 管理		食品営業監視事業(単)	52
		食品衛生監視機動班活動事業(単)	53
	食品衛生指導員巡回指導等委託事業(単)	53	
	農産物の残留農薬検査指導事業(単)	53	
	食中毒防止対策事業	54	
	食品検査指導事業(単)	54	
	食品衛生検査施設業務管理事業(単)	54	
	食品監視強化対策事業(単)	55	
	管理・運営費	55	
	と畜検査整備事業	55	
	畜水産物食品安全対策事業(単)	56	
	食鳥肉処理安全対策事業(単)	56	
	ふぐ処理師免許試験実施事業(単)	56	
	対米等輸出食肉検査事業(単)	56	
公衆衛生獣医師確保育成事業(単)	57		
動物の愛護、管理	犬取締事業(単)	57	
	動物愛護管理事業(単)	57	
	動物愛護センター維持補修事業(単)	57	
	動物愛護推進事業(単)【喫緊】	58	

## 健康危機管理推進事業⑧

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	935千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,169千円	熊本県健康危機管理基本指針(H10.12.3)	

<目的>

本庁と保健所における健康危機管理体制を整備するとともに、健康被害の未然防止及び発生時の対応にあたる。

<事業内容>

- 1 部内関係課からなる健康危機管理調整会議及び関係機関の参加による健康危機管理推進会議の開催
- 2 健康危機発生を想定した訓練の実施
- 3 職員の資質向上を目的とした健康危機管理研修
- 4 原因究明や被害の拡大を防止する実地疫学調査チーム及び災害時健康危機管理支援チームの養成等
- 5 レジオネラ症防止対策のための説明会の実施

## ⑨新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	694,014千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	—千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等	

<目的>

新型コロナウイルス感染症の対応を担う保健所業務に必要な人材確保や業務委託を進めることで、感染予防及びまん延防止を図る。

<事業内容>

- 1 積極的疫学調査を行う人材確保、地域対策協議会の開催(国1/2 県1/2)
- 2 健康観察等を行う人材確保、クラスター発生時の支援保健師の確保(国10/10)
- 3 感染症対策の専門的の指導を行う認定看護師等の派遣(国10/10)
- 4 検体搬送・患者搬送業務の委託(国1/2 県1/2)
- 5 一般相談コールセンター・受診案内センターの委託(国10/10)

## ⑩新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	1,591,144千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	—千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等	

<目的>

身近な医療機関で新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査が可能となる体制の構築や、感染患者の入院や宿泊・自宅療養時に必要な医療費の負担などにより、医療・検査等の提供体制の整備を図る。

<事業内容>

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の負担(国3/4 県1/4)
- 2 宿泊療養・自宅療養となった感染症患者の医療費の負担(国10/10)
- 3 県が実施する行政検査に必要な検査試薬の購入、業務の一部委託(国1/2 県1/2)
- 4 医療機関が実施する保険適用検査に係る本人負担分の補助(国1/2 県1/2)
- 5 検体採取・検査業務に必要な研修の実施(国1/2 県1/2)
- 6 地域外来・検査センターの運営に関する委託(国1/2 県1/2)
- 7 検査体制強化に必要な機器整備、外来機能強化に必要な設備整備等への助成(国10/10)



## ① 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	33,652千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	— 千円	予防接種法等	

### <目的>

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの円滑な接種を実施するため、必要な体制の確保を図る。

### <事業内容>

- 1 広域での接種の実施体制の確保に係る調整
- 2 医療従事者等への接種の実施体制の確保
- 3 専門的相談窓口の確保

## 感染症予防事業

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国1/2 県1/2)
令和3年度予算額	4,163千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	18,676千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条	

### <目的>

感染症の発生予防のための各種啓発活動やまん延防止のための措置を実施する。また、新興、再興感染症の予防及び発生に適切に対応するため、感染症危機管理体制の整備を図る。

### <事業内容>

- 1 感染症発生に伴う措置
- 2 各種会議、予防啓発研修等事業
- 3 調査研究事業
- 4 防疫及び患者搬送に必要な機材等の購入

## 新型インフルエンザ対策事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国1/2 県1/2)
令和3年度予算額	18,414千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	37,852千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条	

### <目的>

新型インフルエンザの感染拡大を防止するため、医療機関の体制整備、研修などを実施する。

### <事業内容>

- 1 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
- 2 各種会議、医療従事者研修会等

## 予防接種救済給付金

(事業開始年度：昭和52年度)

実施主体	県・市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
令和3年度予算額	39,954千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	36,090千円	予防接種法第26条第2項	

### <目的>

予防接種に係る健康被害に対し市町村が給付する医療費、医療手当等について、その一部を助成し、その救済を行う。

### <事業内容>

- 1 健康被害の認定を受けた者に対し医療費の自己負担額等を給付した市町村に対する助成給付の種類
  - (1) 医療費及び医療手当 (2) 障害児養育年金 (3) 障害年金 (4) 死亡一時金 (5) 葬祭料
- 2 健康被害発生時に市町村が開催する調査委員会経費に対する助成

## 感染症発生動向調査事業

(事業開始年度：昭和53年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	5,906千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	5,919千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条、第38条、第60条	

### <目的>

感染症に関する情報を迅速に収集、解析し、広く公表することで、感染症の予防を図る。

### <事業内容>

県内の医療機関及び感染症指定届出機関から収集した感染症発生情報を集計し、感染症発生動向調査企画委員会で解析した内容を、保健所、医師会、感染症指定届出医療機関などに情報提供を行う。また、県庁ホームページなどを通して県民へも幅広く情報提供を行う。

- 1 感染症指定届出機関からの情報収集、分析
- 2 感染症発生動向調査企画委員会の開催
- 3 県保健環境科学研究所で実施する病原体検査

## 感染症指定医療機関運営指導費

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2 (一部県10/10)
令和3年度予算額	17,404千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	17,004千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条、第38条、第60条	

### <目的>

「感染症指定医療機関」の運営費等に対して助成することで、感染症のまん延防止及び感染症患者に対する医療の提供を確保する(ただし、公立病院を除く。)

### <事業内容>

- 1 管理運営費補助
  - (1)第1種感染症指定医療機関 …… 県内に1ヵ所2床(対象：一類、二類感染症)
  - (2)第2種感染症指定医療機関 …… 二次医療圏(10ヵ所)ごとに1ヵ所4床～(対象：二類感染症)
- 2 感染症指定医療機関に対する医療機器の整備費用の助成

## エイズ予防対策事業

(事業開始年度：昭和62年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	2,837千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,195千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条	

### <目的>

エイズのまん延を防止するため、「正しい知識の普及・啓発」と「相談検査体制の充実」を柱に、各種対策を実施し、エイズ拠点病院を中心とした治療体制の充実等を図る。

### <事業内容>

- 1 予防対策
  - (1)予防啓発活動の実施等
  - (2)保健所におけるエイズ相談、HIV抗体検査(迅速検査)の実施
- 2 医療体制の整備
  - (1)エイズ(中核)拠点病院の会議及び研修派遣
  - (2)針刺し後のHIV感染防止体制整備
  - (3)エイズカウンセラー派遣

## 肝炎対策事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	278,798千円	(根拠法令等) 肝炎治療特別促進事業実施要綱 肝炎患者等支援対策事業実施要綱 (H23.3.31健発0331第15号厚生労働省健康局長通知) 特定感染症検査等事業実施要綱 (H14.3.27健発0327012号厚生労働省健康局長通知)	
令和2年度予算額	294,572千円		

### <目的>

国内最大の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の早期治療の促進を図り、将来の肝硬変、肝がんの予防を図る。

### <事業内容>

- 1 肝炎インターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びに核酸アナログ製剤治療に関する医療費の助成
- 2 B型・C型ウイルス性肝炎に起因する肝がん・重度肝硬変患者の入院医療費の助成
- 3 肝炎ウイルス無料検査の実施
- 4 肝炎ウイルス陽性者へのフォローアップ及び検査費用の助成
- 5 肝疾患診療に係る関係医療機関の連携診療体制の整備
- 6 肝炎サロン及び市民公開講座の開催
- 7 肝疾患コーディネーターの養成

## 結核対策特別促進事業

(事業開始年度：昭和61年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部：国10/10)
令和3年度予算額	6,957千円	(根拠法令等) 結核対策特別促進事業実施要綱 (H20.3.31健発0331001号厚生労働省健康局長通知)	
令和2年度予算額	1,827千円		

### <目的>

結核の発生及びまん延を防止するため、保健所を中心に結核対策事業（啓発事業・研修会等）を実施するとともに、患者への直接服薬確認（DOTS）を行い、患者の治療完了を図る。

### <事業内容>

- 1 普及・啓発事業、関係者等研修
- 2 直接服薬確認（DOTS）事業
- 3 地域連携パス普及事業
- 4 結核予防全国大会の開催に係る経費

## 結核患者医療費

(事業開始年度：昭和26年度)

実施主体	県	負担割合	国3/4 県1/4 (一部：国1/2 県1/2)
令和3年度予算額	31,370千円	(根拠法令等) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条、第37条の2	
令和2年度予算額	31,370千円		

### <目的>

結核患者に適切な医療を提供することで、結核のまん延を防止する。

### <事業内容>

入院勧告又は入院措置を実施した場合、あるいは一般の結核患者（通院）に、医療費を助成する。

## 私立学校等結核予防費補助金<sup>①</sup>

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,782千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,876千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2、第60条第1項	

<目的>

結核の発生及びまん延を防止するため、結核の定期健康診断を実施する学校又は施設に対して助成を行う。

<事業内容>

私立学校（大学、高等学校）、専修学校、施設で実施する定期健康診断での胸部レントゲン検査経費への助成

## 結核検診事業

実施主体	県	負担割合	県10/10（一部：国1/2 県1/2）
令和3年度予算額	26,757千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	27,074千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条、第24条、第53条の13	

<目的>

結核の発生及びまん延を防止するため、接触者の健康診断や結核患者等の精密検査を行い、また、診査協議会を置いて結核患者の入院勧告等の事項を診査する。

<事業内容>

- 1 接触者への健康診断
- 2 結核患者等への精密検査
- 3 診査協議会の設置・運営

## 風しん対策事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	県10/10（一部国1/2 県1/2）
令和3年度予算額	12,235千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	10,401千円	特定感染症検査等事業実施要綱（H14.3.27健発0327012号厚生労働省健康局長通知）	

<目的>

妊娠を希望する者やそのパートナーを対象とする抗体検査や市町村が実施する予防接種事業に助成を行うことで、風しん・先天性風しん症候群を予防する。

<事業内容>

- 1 医療機関での抗体検査
- 2 市町村が実施する予防接種事業への助成

## 食品営業監視事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	26,679千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	10,413千円	食品衛生法第52条、第28条、第30条 食品表示法第15条、製菓衛生師法第4条 熊本県特定食品衛生条例第3条	

<目的>

食品営業申請者に対する事前指導及び営業施設に対する監視指導や、国際的な衛生管理手法であるHACCPを普及することにより、飲食に起因する危害の発生を防止し、公衆衛生の向上に努める。

<対象>

食品衛生法・熊本県特定食品衛生条例に定める食品営業施設（製造・販売業）及び集団給食施設等

<事業内容>

食品営業に係る許認可業務、営業施設等の監視指導、製菓衛生師の試験及び免許交付等

(令和2年度監視件数(監視指導計画に基づく数)) 許可要施設 10,251施設 許可不要施設 5,379施設

## 食品衛生監視機動班活動事業①

(事業開始年度：昭和46年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	932千円	(根拠法令等) 食品衛生法第28条、第30条、 熊本県食品衛生監視機動班設置要綱	
令和2年度予算額	912千円		

<対 象>

県内全域の各種食品製造業(25業種)

<事業内容>

食品の安全確保について、重点的かつ広域的に対処するため、食品衛生監視機動班を設置し、食品添加物の適正使用等について監視・指導を実施する。(食品衛生監視機動班2名 監視車2台)

(令和2年度実績) 監視件数 54施設 監視日数 9日(※新型コロナウイルス感染症対策優先のため業務縮小)

## 食品衛生指導員巡回指導等委託事業②

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	県(委託先：(一社)熊本県食品衛生協会)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	4,010千円	(根拠法令等) 食品衛生指導員巡回指導等事業委託契約 熊本県食品衛生協会食品衛生指導員設置規定	
令和2年度予算額	7,186千円		

<目 的>

食品の安全確保は、行政による指導取締りと営業者自身による自主管理が重要であることから、(一社)熊本県食品衛生協会の食品衛生指導員による巡回指導等を行うことにより食品衛生行政推進の一助とする。

<事業内容>

- 1 年4回の巡回指導の計画を立て、指導票による営業施設の巡回指導
- 2 新人指導員に対する養成講習会の開催

(令和2年度実績) 巡回指導件数 13,696件(※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため業務縮小)

## 農産物の残留農薬検査指導事業③

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(一部 国10/10)
令和3年度予算額	9,304千円	(根拠法令等) 食品衛生法第2条、第11条、第28条、第29条 食品添加物等の規格基準の一部改正について(S43.4.19 厚生省環境衛生局長通知)	
令和2年度予算額	5,745千円		

<目 的>

県内に流通する国内産及び輸入農産物の安全性の確保を図る。

<対 象>

青果市場、青果物集荷場、販売店等

<事業内容>

- 1 農薬の残留基準に基づき、県保健環境科学研究所で分析検査を実施する。

(令和2年度実績) 検体数 61件 検査項目数 8,201項目

(※新型コロナウイルス感染症対策優先のため業務縮小)

- 2 厚生労働省で基準値を設定した農薬等についての試験法開発を行う国の委託事業

## 食中毒防止対策事業

(事業開始年度：昭和62年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部 国10/10)
令和3年度予算額	2,567千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,876千円	食品衛生法第2条、第58条、同施行令第36条 カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律第8条	

### <事業内容>

- 食品営業者、従事者のみならず消費者に対しても衛生知識の普及啓発を図り、食中毒の発生防止に努める。  
また、食中毒発生時には迅速に対応し、被害の拡大防止、原因の追求及び原因食品の早期排除に努める。  
発生防止……集中的監視指導、広報活動の実施、情報提供等  
発生時……早期探知、被害拡大防止、原因施設等の調査、再発防止の指導等  
(令和2年度実績) 講習会 109回 (参加人員：3,120人)  
(※新型コロナウイルス感染症対策優先のため業務縮小)
- カネミ油症認定患者の健康実態調査及び健康調査支援金の支給

## 食品検査指導事業(単)

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	7,571千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	12,041千円	食品衛生法第11条、第28条、第29条	

### <目的>

食品の製造・加工技術等の高度化、多様化及び広域化に対応して、食品衛生法における食品等の規格基準に基づき県内に流通している食品を定期的に収去・試験検査を実施し、食品の安全性の確保を図る。

### <対象>

食品営業施設

### <事業内容>

食品添加物、重金属、微生物の検査等

(令和2年度実績) 検体数 156件 検査項目数 487項目

(※新型コロナウイルス感染症対策優先のため業務縮小)

## 食品衛生検査施設業務管理事業(単)

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,306千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,759千円	食品衛生法第29条、同施行令第8条	

### <目的>

食品衛生検査施設における検査業務について、業務管理を実施することにより検査精度の維持、検査結果の信頼性確保を図る。

### <対象>

食品衛生検査施設

### <事業内容>

食品衛生検査施設の業務管理(内部点検、内部精度管理、外部精度管理等)

## 食品監視強化対策事業(単)

(事業開始年度：平成16年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,623千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,626千円	食品衛生法第11条、第19条	

### <目的>

加工食品を対象として表示が義務付けられているアレルギー物質7品目(卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに)の検査を行い、検査結果に基づく適正表示を指導する。また、輸入食品について、残留農薬等の検査を行い、違反食品を市場から排除する。

### <対象>

- 1 アレルギー物質検査：アレルギー物質7品目の使用の可能性があるが、必要な表示がない加工食品
- 2 輸入食品検査：農産物、食肉等の輸入食品

### <事業内容>

年間を通じ計画的に収去検査を実施。

(令和2年度検査数)

- (1)アレルギー物質検査 検体数 延べ22件
- (2)輸入食品検査 検体数 2件 (他事業の検体数から再掲)

## 管理・運営費

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国定額)
令和3年度予算額	9,943千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	192,051千円	と畜場法第14条	

### <目的>

食肉衛生検査所の適切な運営、維持及び検査を行う上で必要な機器等の維持管理を行い、円滑な検査体制を確保する。

### <事業内容>

- 1 食肉衛生検査所庁舎の管理運営
- 2 食肉衛生検査所機能整備事業

## と畜検査整備事業

(事業開始年度：昭和62年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国1/3 県2/3)
令和3年度予算額	91,089千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	86,635千円	と畜場法第14条、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条	

### <事業内容>

県内5カ所のと畜場だと畜検査を実施し、食肉の安全性を確保することで食肉による健康被害の発生を防止する。また、多様化する家畜疾病を排除し、安全な食肉の供給を図るため、必要な検査機器の整備及び最新の科学技術に基づく検査技術習得を目指し、と畜検査員の研修を実施する。

また、食用に供する24か月齢以上で特定の症状(神経症状等)を示す牛に対し、必要に応じて実施するBSEのスクリーニング検査体制を整備する。

- (令和2年度と畜検査数) 牛：32,381頭 馬：4,564頭 豚：177,668頭 綿山羊：4頭  
 (令和2年度BSE検査頭数) 0頭

### 畜水産物食品安全対策事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：昭和55年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	5,935千円	(根拠法令等) 食品衛生法第7条、第17条 乳及び乳製品の成分規格に関する省令	
令和2年度予算額	6,032千円		

#### <事業内容>

畜水産物の安全確保を図るため、食品衛生法に基づく規格基準検査及び農薬、微生物、抗菌性物質等の動物用医薬品の残留検査、また魚介類については、水銀の検査も実施する。

食肉の安全に関する取組みや知識の普及啓発のため、消費者等とのリスクコミュニケーション事業を実施する。  
(令和2年度検査件数)

魚介類 22 (水銀検査 16、その他 6)、食肉 22、乳類 13、卵類 2、はちみつ 3 合計62件

### 食鳥肉処理安全対策事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：昭和55年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	33,924千円	(根拠法令等) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条、第12条、第15条	
令和2年度予算額	30,612千円		

#### <事業内容>

食鳥肉の安全確保を図るため、知事が指定する県内5か所の食鳥処理場において処理される食鳥を対象に検査を行い、食用としての適否を判断するとともに、それに伴う検査機器の整備や県内13か所の認定小規模食鳥処理場における確認状況の指導及び食鳥処理場の衛生管理指導等を実施する。

(令和2年度検査数) 20,143,035羽

### ふぐ処理師免許試験実施事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	410千円	(根拠法令等) 熊本県ふぐ取扱条例第8条	
令和2年度予算額	409千円		

#### <事業内容>

条例に基づき、ふぐの取扱いについて監視・指導を行い、ふぐの毒による食中毒防止の目的で試験を実施する。

(令和2年度実績) 受験者数 20名 合格者数 7名

### 対米等輸出食肉検査事業<sup>①</sup>

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	12,101千円	(根拠法令等) と畜場法第14条 対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱	
令和2年度予算額	9,319千円		

#### <目的>

熊本畜産流通センターが食肉を米国等に対し輸出するために必要となる、厚生労働省の対米輸出食肉認定の要件である食肉検査体制を整備する。

#### <事業内容>

対米輸出食肉認定要件の1つであるサルモネラ検査やSTEC (志賀毒素産生大腸菌) 検査の実施に伴い、必要となる器具、試薬等を整備する。



**公衆衛生獣医師確保育成事業**①

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	9,239千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	9,397千円		

＜目的＞

口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜の病気、食中毒や感染症に対する業務等、県職員獣医師が担う分野の重要性が増しているが、獣医師確保は非常に困難な状況にあり、獣医師確保のための獣医学生への修学資金貸与や大学訪問、獣医師業務の更なるレベルアップを図るための研究支援等を行う。

＜事業内容＞

- 1 獣医系大学在学中の学生を対象とした就学資金の貸与（返還免除付き）を実施
- 2 全国の獣医系大学生を訪問して本県の公衆衛生獣医師職域に係る説明を実施
- 3 パンフレット作成や、獣医師会ホームページ等への職員募集案内掲載を実施
- 4 獣医師職員が自主的に取り組む研究を促進するため、自主企画研修を実施

**犬取締事業**①

(事業開始年度：昭和25年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	570千円	(根拠法令等) 狂犬病予防法第4条、第5条、第6条 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第6条	
令和2年度予算額	823千円		

＜目的＞

狂犬病予防法に基づき、犬の登録、狂犬病予防注射の徹底を行うとともに、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき未けい留犬の捕獲・収容を行い、狂犬病の発生や犬による人や動物への被害発生を防止する。

＜事業内容＞

- 1 犬の登録、狂犬病予防注射の周知・啓発  
(令和元年度実績) 犬新規登録頭数 4,118頭 狂犬病予防注射 39,601頭
- 2 犬の取締、苦情処理
- 3 収容施設の維持管理

**動物愛護管理事業**①

(事業開始年度：昭和52年度)

実施主体	県(委託先：(株)熊本県弘済会)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	158,376千円	(根拠法令等) 狂犬病予防法第6条 動物の愛護及び管理に関する法律第35条 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第6条	
令和2年度予算額	158,376千円		

＜事業内容＞

犬の捕獲、犬猫の引取り、収集、抑留施設の維持管理及び動物愛護業務等を委託する。  
(令和元年度実績) 犬捕獲頭数 1,063頭 犬引取頭数 98頭 猫引取頭数 338頭

**動物愛護センター維持補修事業**①

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	498千円	(根拠法令等) 動物の愛護及び管理に関する法律第6条、第9条 狂犬病予防法 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第3条	
令和2年度予算額	498千円		

＜事業内容＞

犬及び猫の保護収容施設である動物愛護センターを適正に維持管理するため、定期的に補修等を行う。

動物愛護推進事業(単)【喫緊の課題】

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	101,093千円	(根拠法令等) 動物の愛護及び管理に関する法律第6条、第38条、第39条 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第3条	
令和2年度予算額	87,700千円		

<目的>

動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づき平成29年度末に策定した「第3次熊本県動物愛護推進計画」に関する事業。計画の目的である「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生できるくまもと」の実現を目指すため、令和2年3月に策定した「熊本県動物愛護センター基本計画」に基づき、動物愛護に特化した施設整備及び体制整備に関する事業を実施する。

<事業内容>

- 1 県民や飼い主への啓発等動物愛護啓発事業
- 2 保健所や動物愛護センターの保護犬猫の譲渡の促進
- 3 動物愛護推進協議会の運営、委嘱、活動支援
- 4 保健所抑留所の機能強化
- 5 飼い主のいない猫の避妊去勢手術助成事業
- 6 動物愛護センター整備事業 等